

学校体育施設開放時間短縮に伴う使用料の還付手続きについて
(令和3年10月18日以降)

令和3年10月17日をもって県独自の厳重警戒措置が解除され、10月18日から学校体育施設開放事業の施設開放時間が通常の開放時間となっておりますが、「スポーツのまち」づくり課では、令和3年度における時間短縮に伴う使用料の還付を随時受け付けております。申請をお考えの方は、令和4年3月31日までに申請をお願いいたします。

<対象期間>

令和3年4月1日から10月17日の間に開放時間が短縮されていた期間
(下記の<還付使用料>に記載の期間)

<対象者>

午後8時または9時をまたぐ利用区分の利用者であり、開放時間の短縮により、午後8時または午後9時以降に使用しなかったもの

<還付使用料>

- ①令和3年4月20日(火)から5月11日(火)まで
令和3年7月12日(月)から8月26日(木)まで
令和3年10月1日(金)から10月17日(日)まで

施設名	通常の開放終了時間	時間短縮による開放終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後9時	150円/回
武道場	午後10時		50円/回

※校庭は本来の開放時間(午後9時まで)になるため、還付はありません。

※分割使用することができる体育館につきましては、その使用料に応じて還付いたします。

- ②令和3年5月12日(水)から7月11日(日)まで
令和3年8月27日(金)から9月30日(木)まで

施設名	通常の開放終了時間	時間短縮による開放終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後8時	300円/回
武道場	午後10時		100円/回
校庭	午後9時		170円/回

<申請手続き>

「(別紙1)学校体育施設開放事業施設使用料還付請求書(令和3年10月18日以降)」に必要事項を記入の上、「スポーツのまち」づくり課までご提出ください。

※ 複数回使用分まとめての請求にご協力ください。

※ 提出後、請求書の内容と「使用許可申請書」の内容を確認させていただきます。

※ 請求書の申請者名と口座振込先が異なる場合には、委任状を併せてご提出ください。

<申請期間>

令和4年3月31日(木)まで

<提出場所及び問い合わせ先>

豊橋市役所 西館3階 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課(郵送可) TEL:0532-51-2866